

# いじめ問題対策基本方針

ミッション

いじめに関する諸課題について適切に学校として取り組み落ち着いた学校生活を児童が送れるようになる。

## 久米郡美咲町立加美小学校 いじめ問題対策基本方針

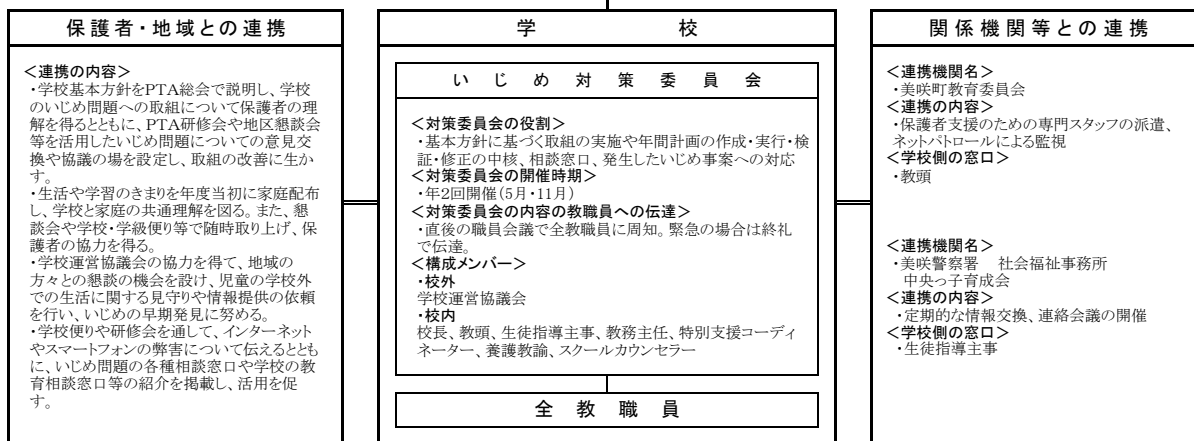
令和5年3月 改定

### いじめに関する現状と課題

・本校児童は、全体的には落ち着いた学校生活を送ることができているが、児童間のトラブルや問題行動が発生することがある。それらは、学習・生活規律や学力の定着、また自己有用感の有無とも深い関わりが認められる。児童間のトラブルについては、お互いの意思疎通をきちんとしていれば防ぐことができる場合が多い。また、インターネットやスマートフォンなどネットに関わるトラブルがあり、情報モラル教育の必要性を感じている。  
・全校児童を対象として児童生活アンケートを実施している。アンケートでは「学校が楽しい」と約93%の児童が答えている。しかし、3年生以上の「学校生活の中で、自分は役に立っている」の項目では、「あてはまる」「ややあてはまる」と答えている児童の割合が約60%にとどまり、自己存在感や自己有用感を感じる事ができる学校づくりを進めていく必要がある。  
・『友だちの目』を設定し、いじめに関わるアンケート(ここにアンケート)を実施して、いじめの早期発見、早期解消に努めている。いじめに関するアンケートには、いじめを受けていると答える児童もおり、小さなトラブルもいじめの芽ととらえ、早期に対応できている。

### いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には生徒指導主事以外にも教務主任や特別支援コーディネーター、養護教諭等が参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。  
・学校の取組について、PTA総会や学校便りを通して、保護者に伝え理解を得る。また、児童にも取組について説明する機会を持つ。  
・いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。  
・いじめアンケートを年間8回、QUアンケートを年2回(2～6年生)実施し、得られた情報について職員間で共有を図る。  
・1学期のQUアンケートの考察結果を基に、児童と教職員の人間関係づくりに活かしていく。  
**<重点となる取組>**  
・生活や学習のきまりを職員全体で共有するとともに実施を徹底し、規律ある生活や学力の定着を図る。  
・自分の思いを相手に伝えたり、相手の思いを受け止めたりすることのできるスキルやその大切さについて各教科および特別活動、道徳の授業や学級活動また学校生活全体を通して指導する。  
・人権週間にあわせて委員会主催の集会を実施し人権に対する意識の高揚を図るとともに、一人一人が活躍できる機会を設けることで自己有用感や充実感を得られる学校づくりを進める。  
・児童の発達段階に応じて、情報モラルに関する授業を計画的に実施する。



### 学校が実施する取組

① いじめの防止	<b>(教員研修)</b> ・4月当初、生活や学習のきまりについて職員で共通理解するとともに実施の徹底を図る。また、実施状況や児童の様子について随時情報交換を行い、改善を図る。 ・いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための研修を夏季休業中に実施する。 <b>(児童会活動)</b> ・人権週間にあわせて委員会主催の人権をテーマにした集会を実施し、人権に対する意識の高揚を図る。 ・縦割り班活動を通して、互いに認め合う温かい人間関係づくりをする。 <b>(居場所づくり)</b> ・日頃の授業や係活動・行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己存在感や自己有用感を感じられる学校づくりを進める。 <b>(メンタル教育)</b> ・子どもが高い精神力をもってさまざまな困難に立ち向かうことや、失敗しても立ち上がる力をもつことができる心の育成を図る。 <b>(情報モラル教育)</b> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力をつけるための情報モラルに関する授業を、各学年で行う。 <b>(家庭への連携・啓発)</b> ・家庭と連携して児童の情報共有を図る。 ・年1回開催する中央子育て会主催の子育て支援講座への参加をよびかける。
② 早期発見	<b>(実態把握)</b> ・児童の実態把握のために年間2回のQUアンケートや「友だちの目」にいじめアンケートを実施し、教育相談を行うことで児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 <b>(相談体制の確立)</b> ・学級担任だけでなくすべての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。また、年1回の保護者対象教育相談を実施するとともに、随時相談を受ける体制を整える。 <b>(情報共有)</b> ・金曜日の職員終礼で児童の情報交換を定期的に行う。児童の気になる変化や行為があった場合には記録をとっておき、終礼等を活用して早急に職員全体で情報を共有する。 <b>(家庭への啓発)</b> ・積極的ないじめの認知につながるように、学校便りや学級通信を通して家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	<b>(いじめの有無の確認)</b> ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの有無の確認を行う。 <b>(いじめへの組織的対応の検討)</b> ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。具体的な対応策や指導の経過等を記録するとともに、全職員で共通理解を図る。 <b>(いじめられた児童への支援)</b> ・いじめがあったことが確認された場合には、早期に事実確認を行い、保護者と情報共有しながら、組織的に対応していく。いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先にしながら、居場所確保や心のケアなど、当該児童および保護者に対して支援を行う。 <b>(いじめた児童への指導)</b> ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。